



2026 年 7 月 30 日

各位

会 社 名 沖 電 気 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員
C E O 森 孝 廣
コード番号 6 7 0 3 東証プライム市場
問 合 せ 先 I R 室 長 高 橋 洋 二
電 話 番 号 0 3 - 5 6 3 5 - 8 2 1 2

株式給付信託（J-ESOP）の導入に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員並びにグループ会社の役員及び従業員（以下「従業員等」といいます。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）制度」（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき、決議いたしました。

また、本制度の導入に伴い、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 導入の背景と目的

本年よりスタートした「経営計画2031」では、人財を企業価値創造の源泉である最も重要な資本と位置付け、社員一人ひとりの挑戦と成長を支える人的資本投資を強化しています。また、OKIグループは、「経営計画2031」のもと、社員一人ひとりが「未来デザイナー」として、「進取の精神をもって社会の大丈夫を創っていく。」企業への変革を目指しております。

こうした変革を実現するためには、社員一人ひとりが企業価値向上を自らの課題として捉え、中長期的な視点で挑戦と成長を続けるとともに、株主の皆様と価値を共有しながら企業価値向上に取り組むことが重要であると考えています。

当社では、既に社内取締役および取締役を兼務しない執行役員（以下「取締役等」といいます。）を対象に業績連動型株式報酬制度を導入しておりますが、この考え方を社員にも広げ、取締役等と従業員等が共通の目標意識を持って企業価値向上に取り組む仕組みとして、本制度を導入することといたしました。

これにより、株主の皆様との価値共有を一層促進するとともに、社員一人ひとりの中長期的な企業価値向上への意識の醸成を図ります。

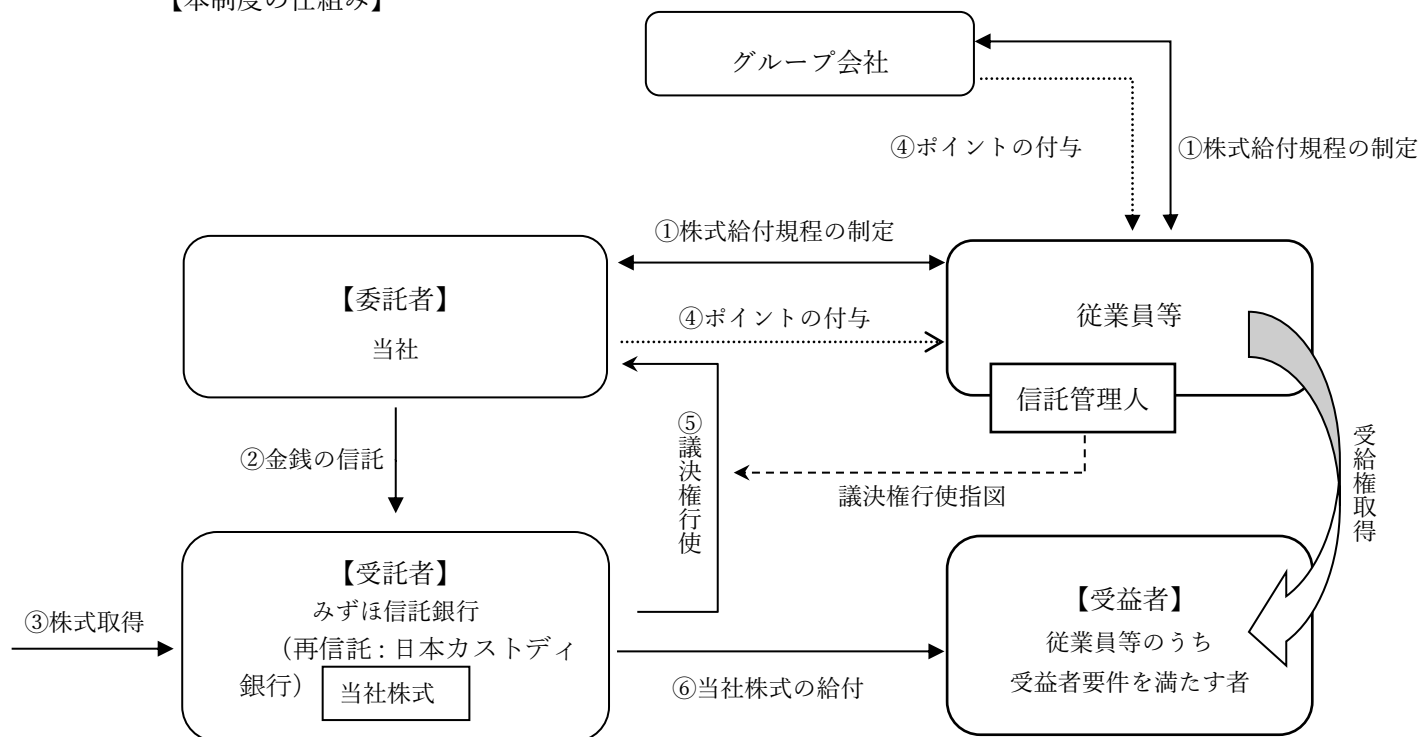
2. 本制度の概要

本制度は、米国の ESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社及びグループ会社は、従業員等に対し個人の職位及び貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員等の企業価値向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

【本制度の仕組み】



- ① 当社及びグループ会社は、本制度の導入に際し株式給付規程を制定します。

- ② 当社は、株式給付規程に基づき従業員等に将来給付する株式を予め取得するために、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託（以下「本信託」といいます。）（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社及びグループ会社は、株式給付規程に基づき従業員等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、従業員等のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

<本自己株式処分について>

3. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026 年 8 月 17 日
(2) 処 分 す る 株 式 の 種 類 及 び 数	普通株式 24,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 2,976 円
(4) 処 分 総 額	71,424,000 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）

(注) 処分予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結することによって設定される信託口であります。なお、本自己株式処分は、本制度に基づいて従業員等への給付を行うために行われるものであり、当社及びグループ会社に対する役務提供の対価として従業員等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

4. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、本信託の信託受託者から再信託を受ける再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対し、自己株式を処分するものであります。

処分数量については、株式給付規程に基づき信託期間中に従業員等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2027 年 3 月末日で終了する事業年度から 2029 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度分）であり、2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 87,217,602 株に対し 0.03%（2026 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 865,189 個に対する割合 0.03%（いずれも小数点第 3 位を四捨五入））となりますところ、本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

5. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託（J-ESOP）
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 従業員等を退職した者のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

- (7) 信託の目的 : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること
- (8) 信託契約の締結日 : 2026 年 8 月 17 日
- (9) 金銭を信託する日 : 2026 年 8 月 17 日
- (10) 信託の期間 : 2026 年 8 月 17 日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

6. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 2,976 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

以 上